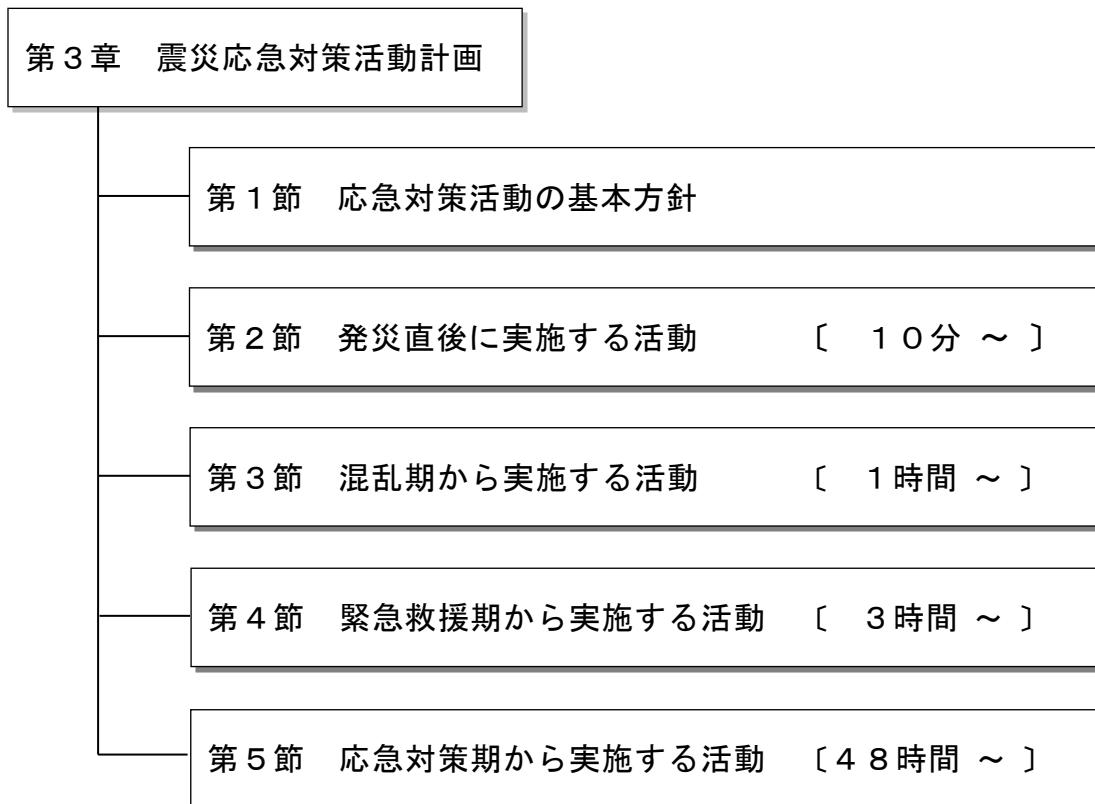


第3章 震災応急対策活動計画

大規模地震に対する応急対策活動計画は、組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる活動と、避難収容、給水、給食などのように、被害状況に応じ発災後ある程度の時間を経て必要となる活動とに大きく分けられる。

本章は、大規模地震発生後における応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するため、地震発生からの時間の経過に応じた活動計画とする。

« 施策の体系 »



« 震災応急対策活動計画の構成内容 »

第1節 応急対策活動の基本方針

- 第1 初動対応の時間区分
- 第2 体制の種別と配備基準
- 第3 非常配備体制と組織図
- 第4 非常配備体制と事務分掌
- 第5 緊急初動体制の編成

第2節 発災直後に実施する活動（10分～）

- 第1 地震情報の収集
- 第2 勤務時間外時の職員の自主参集
- 第3 勤務時間外時の参集途上における被害状況の把握
- 第4 避難所の開設
- 第5 重要事項の決定
- 第6 災害対策本部の設置準備
- 第7 初動体制の準備
- 第8 交通対策

第3節 混乱期から実施する活動（1時間～）

- 第1 非常配備体制への移行
- 第2 消防活動
- 第3 水防活動
- 第4 避難対策
- 第5 人命にかかる災害情報等の収集・報告
- 第6 人命にかかる広報活動
- 第7 広域応援要請
- 第8 自主防災組織の活動

人命の救出・救助を
最優先とした活動

第4節 緊急救援期から実施する活動（3時間～）

- 第1 緊急輸送体制の確立
- 第2 医療救護
- 第3 緊急給水体制の確立
- 第4 緊急食料供給体制の確立
- 第5 緊急生活必需品供給体制の確立
- 第6 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
- 第7 二次災害防止活動
- 第8 帰宅困難者対策
- 第9 行方不明者の搜索、遺体の収容処理、埋火葬
- 第10 災害ボランティアの確保
- 第11 災害救助法の適用
- 第12 防疫・保健衛生活動
- 第13 要配慮者への配慮

被災者の生命の維持、
生活確保に必要な
緊急活動

第5節 応急対策期から実施する活動（48時間～）

- 第1 応急対策期の情報管理
- 第2 応急対策に係る広報活動
- 第3 土木施設被害応急復旧
- 第4 災害廃棄物等の処理
- 第5 住宅対策
- 第6 農業対策
- 第7 文教対策
- 第8 義援金品の受付・配分
- 第9 ライフライン施設の応急対策

被災者の生活支援に
必要な応急活動

第1節 応急対策活動の基本方針

大規模地震時には「発災直後」、「混乱期」、「緊急救援期」、「応急対策期」の4段階の時期区分を設定し、それぞれの活動目的を明確にした配備体制とする。

第1 初動対応の時間区分

第2 体制の種別と配備基準

第3 非常配備体制と組織図

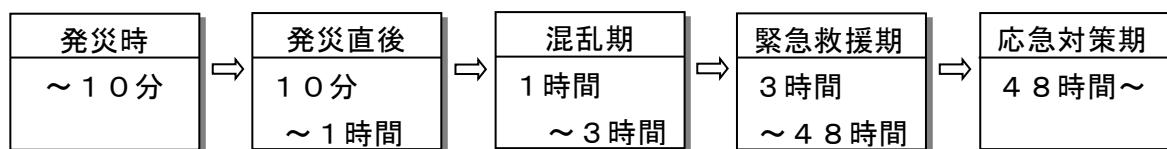
第4 非常配備体制と事務分掌

第5 緊急初動体制の編成

第1 初動対応の時間区分【全職員】

発災に伴う応急対策の実施に際しては、次に示す時間区分を考慮して被災状況に応じて求められる応急活動をきめ細かく、適切に実施出来るよう努めるものとする。

＜応急対策に係る時間の流れ＞



注) この区分は、あくまでも活動の目安となるものであり、災害状況に応じて弾力的な対応をとること。

第2 体制の種別と配備基準【全職員】

地震発生後に迅速で有効な応急対策を行うため、職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等における初動体制の確保を図る。また、災害対策の活動に当たって本市のとるべき体制の種別、配備基準は、次のとおりとする。

なお、気象庁では、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけているが、緊急地震速報の発表の有無にかかわらず、本市のとるべき体制の種別、配備基準は、次のとおりとする。

<活動体制と配備基準>

配備の区分	地震発生時の配備基準	活動内容	災対本部の設置
警戒体制	○原則として市域に「震度4」の地震が発生したとき	情報の収集及び報告を任務として活動する体制（※）	無
緊急体制	○原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき	被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	無
非常体制	○原則として市域に「震度5強以上」の地震が発生したとき	災害対策本部を設置して、全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有

（※震度4の地震が発生したとき、河川管理者において河川管理施設等の点検を実施する。

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときには、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を設定

【参考】県（令和3年3月）の地震時の配備基準等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	○原則として「震度5弱」の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する
警戒体制	○原則として「震度5強」の揺れが発生した場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	○原則として「震度6弱以上」の揺れが発生した場	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときには、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を設定

《参考：緊急地震速報の概要》

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予測された場合、震度4以上が予想される区域に対し、緊急地震速報を発表する。なお、埼玉県は、「埼玉県北部」、「埼玉県南部」、「埼玉県秩父」の3つの区域に分かれており、吉川市は、「埼玉県南部」に属する。
- 緊急地震速報の発表は、テレビ、ラジオ、携帯電話のエリアメール、受信端末などにより周知が行われる。その他、市では、震度5弱以上の揺れが予想された場合、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、市防災行政無線が自動起動し、放送が流れる。
- 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第3 非常配備体制と組織図【全職員】

本市は、本市に「震度5強以上」の地震が発生した場合、速やかに次に示す非常配備体制に従い、応急活動を実施する。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□非常配備体制（災害対策本部）組織表

本部長：市長		副本部長：副市長、市民生活部長		本部員：参与、教育長、各室部局長、消防長		
本部員	部	班	担当課等	兼務		
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課 政策室(職員担当)	道路課 河川下水道課		
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室(職員担当以外) 庶務課(情報管理担当)			
総務部長 会計管理者	市民財務部	市民支援班	市民課	課税課 収納課		
			被害調査税務班	課税課 収納課		
		財政班	財政課			
		出納班	会計課			
		議会班	議会事務局			
こども福祉部長	福祉救援部	生活再建班	地域福祉課			
		要配慮者支援班	障がい福祉課			
			長寿支援課			
		保育班	保育幼稚園課			
			保育所			
			こども発達センター			
			子育て支援センター			
			避難所班	庶務課(文書担当)	地域福祉課	
			市民サービスセンター	子育て支援センター		
健康長寿部長			子育て支援課	障がい福祉課		
			児童館ワンダーランド	こども発達センター		
			国保年金課	保育幼稚園課		
			スポーツ推進課	保育所		
			市民参加推進課	長寿支援課		
			生涯学習課	学校教育課		
			中央公民館	教育センター		
			監査委員事務局	給食センター		
	医療救護部	救護班	健康増進課			
産業振興部長	環境物資部	環境衛生班	環境課			
			環境センター			
		産業物資班	商工課	教育総務課		
			企業誘致担当			
			農政課			
			農業委員会事務局			
都市計画部長	応急対策部	住宅対策班	都市計画課(公園緑地担当以外)			
			開発建築課			
			吉川美南駅周辺地域整備課			
			工事検査課			
都市建設部長		土木施設班	道路課			
			都市計画課(公園緑地担当)			
		下水道・河川施設班	河川下水道課			
		水道施設・給水班	水道課			
教育部長	教育部	教育施設班	教育総務課	生涯学習課		
		学校教育班	学校教育課			
			教育センター			
		給食班	給食センター			
消防長	吉川松伏消防組合		吉川市消防団			

第4 非常配備体制と事務分掌【全職員】

非常配備体制における災害対策本部の応急活動内容は、別紙のとおりとする。

なお、災害対策本部の運営は次のとおりとし、あらかじめ、災害対策本部の設置及び運営に関するマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

1 災害対策本部の運営

本部長は、副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

2 災害対策本部の所掌事務

次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

- (1) 本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難情報の発令又は解除に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (6) 市町村の相互応援に関すること。
- (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- (8) 各部の連絡調整に関すること。
- (9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。
- (10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。

3 部の設置

災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

『【資料】第2.11「吉川市災害対策本部条例」』参照

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

別 紙

□災害対策本部の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害 対策本部	本部長	市 長	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
		副 市 長 市民生活部長	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参 与 教 育 長 政 策 室 長 総 務 部 長 会 計 管 理 者 議 會 事 務 局 長 こども福祉部長 健康長寿部長 産 業 振 興 部 長 都 市 計 画 部 長 都 市 建 設 部 長 教 育 部 長 消 防 長	<ul style="list-style-type: none"> ●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
		市長が指名した各職員	<ul style="list-style-type: none"> ●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難情報の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること(消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。)。 ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること。(広報情報班と調整)

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ● 本部長、副本部長（副市長）の秘書に関すること。 ● 職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ● 消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ● 各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ● 各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。 ● 「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ● 「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。 ● 交通機関の被害情報の収集に関すること。 ● 交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ● 交通規制状況の把握に関すること。 ● ライフラインの被害情報の収集に関すること。 ● ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること。 ● 近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ● 災害の撮影記録に関すること。 ● 市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。 ● 市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。 ● 自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ● 外国人に対する情報提供等に関すること。 ● 避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ● 被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること ● 報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ● 報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ● 県、警察との広報調整に関すること。 ● 関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ● 施設内関係者への防災情報の広報に関すること。 ● 情報紙の作成、配付に関すること。 ● 災害見舞い及び視察者の対応に関すること。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民 財務部	市民 支援班	市民課	●電話交換業務に関すること。
		※課税課	●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。
		※収納課	●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） (被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」)
		※は兼務	●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。）。 ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査 税務班	課税課	●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
		収納課	●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
		財政課	●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。 ●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●議会との情報共有に関すること。

【震災対策編】
 [応急対策活動計画]
 (基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	生活再建班	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。 ●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。 ●行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	要配慮者 支援班	障がい福祉課 長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）。 ●行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達センター 子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●応急保育に関すること。 ●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民サービスセンター 子育て支援課 児童館ワンドーラント 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※地域福祉課 ※子育て支援センター ※障がい福祉課 ※こども発達センター ※保育幼稚園課 ※保育所 ※長寿支援課 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
医療 救護部	救護班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護所の設置に関すること。 ●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。 ●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。 ●草加保健所との連絡調整に関すること。 ●救急医療機関との連絡調整に関すること。 ●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ●防疫に関すること。 ●医薬品等の調達に関すること。
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ●環境衛生対策に関すること。 ●そ族昆虫駆除に関すること。 ●ごみ処理に関すること。 ●し尿処理に関すること。 ●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。 ●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。 ●動物愛護・猛獣対策に関すること。
産業 物資班	商工課 企業誘致担当 農政課 農業委員会事務局 ※教育総務課 ※は兼務		<ul style="list-style-type: none"> ●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ●救出用資機材の調達に関すること。 ●応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ●輸送車両の調達に関すること。 ●緊急通行車両に関すること。 ●県トラック協会への協力要請に関すること。 ●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関すること。 ●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 ●家畜の防疫に関すること。 ●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。 ●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急 対策部	住宅 対策班	都市計画課 (公園緑地担当以外) 開発建築課 吉川美南駅周辺地域 整備課 工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。
	土木施設班	道路課 都市計画課 (公園緑地担当)	<ul style="list-style-type: none"> ●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●交通対策に関すること ●「総括班」への応援に関すること（道路課のみ）。
	下水道・ 河川施設班	河川下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●下水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●河川の災害復旧工事に関すること。 ●排水対策に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。
	水道施設・ 給水班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整） ●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 ※生涯学習課 ※は兼務	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に 関すること（住宅対策班と調整）。 ●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関する こと（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。 ●文化財の被害調査及び記録に関するこ（「広報情報班」への調査結果の 報告含む。）。 ●文化財の復旧に関するこ。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関するこ（建築技師：住宅対策班へ の応援） ●被災住宅の被害認定調査に関するこ（建築技師：被害調査税務班への 応援） ●「産業物資班」への応援に関するこ。（教育総務課のみ） ●「避難所班」への応援に関するこ。（生涯学習課のみ）
	学校教育班	学校教育課 教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に 関すること。 ●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関するこ（「広報情報班」への 調査結果の報告含む。）。 ●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関するこ。 ●被災児童、生徒の学用品等の支給に関するこ。 ●学校施設の避難所使用等に関するこ。 ●応急教育に関するこ。 ●「避難所班」への応援に関するこ。
	給食班	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者及び災害救助従事者への炊き出し及び配給に関するこ。 ●応急給食に関するこ。 ●「避難所班」への応援に関するこ。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（吉川松伏消防組合・吉川市消防団）

部名等	班名等	事務分掌
吉川松伏 消防組合	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ●警防本部運営の総括に関すること。 ●災害対応の総合分析判断に関すること。 ●災害対策本部との連絡調整に関すること。 ●他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関すること。
	警防班	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報及び部隊、人員の整理に関すること。 ●消防班及び消防団の運用に関すること。 ●他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関すること。 ●作戦会議の運営及び庶務に関すること。
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ●消防職員の人事管理に関すること。 ●庁舎に関すること。 ●報道対応に関すること。
	予防班	<ul style="list-style-type: none"> ●警防本部各班の情報連絡に関すること。 ●災害状況及び災害活動の記録に関すること。 ●危険物施設等の安全措置に関すること。
	指令班	<ul style="list-style-type: none"> ●消防通信の運用に関すること。 ●出動指令に関すること。 ●災害状況等の情報収集に関すること。
	指揮班	<ul style="list-style-type: none"> ●現場指揮に関すること。 ●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ●増強部隊の編成に関すること。 ●関係機関の現地派遣職員との調整。 ●現場広報に関すること。
	消防班	<ul style="list-style-type: none"> ●増強部隊の編成に関すること。 ●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ●消防車両、資機材に関すること。 ●関係機関の現地派遣職員との調整。 ●現場指揮に関すること。 ●災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関すること。 ●救急救助活動に関すること。 ●現場広報に関すること。 ●災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定に関すること。 ●避難者の誘導に関すること。
吉川市消防団	団長 副団長	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応の総合分析判断に関すること。 ●現場指揮に関すること。 ●災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ●応急救護所等に関すること。
	第1分団～ 第13分団	<ul style="list-style-type: none"> ●消防長または消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び 防御並びに警戒区域の設定の行動に関すること。

第5 緊急初動体制の編成【全職員】

本市に震度5強以上の地震が勤務時間外に発生した場合、非常配備体制が整うまでに相当な時間を要すると予測される。その上、大きな被害の発生は人命にかかわる諸対策の緊急かつ優先的な実施が求められる。

そのため、本市の被災状況の情報及び職員の参集状況等を勘案し、本市の定めている非常配備体制の組織計画では、適切な応急対策活動ができないと判断した場合は、その状況に応じた緊急初動体制を編成した対応とする。